

統括防火・防災管理に係る協議に関する事項

消防法第8条の2第1項及び同法第36条第1項において準用する規定に基づき、防火対象物及び建築物その他の工作物（以下、「防火対象物等」という。）の統括防火・防災管理者の選任に係る協議について、下記のとおり定める。

記

1 防火対象物等に関する事項

防火対象物名称	
所在地	
管理権原者等 (組織の構成員)	
組織代表者 (会長)	

2 協議事項

(1) 組織の設置

- 防火対象物等の管理権原者及び統括防火・防災管理者を構成員として組織を設置する。
- 本組織に、会長、副会長を置く
- 会長は、本組織を代表し、会務を統括する。
- 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合には、その職務を代行する。
- 本組織の事務局を_____に置く。

(2) 統括防火・防災管理者の選任及び届出

- 統括防火・防災管理者は、本組織において協議し、選任するものとする。
- 統括防火・防災管理者の選任又は解任の届出者は、本組織の会長を代表者とし、会長名をもって_____消防署長に届け出るものとする。

(3) 組織の運営

本組織は、統括防火・防災管理業務に関し、次の事項について協議し決定する。

- 統括防火・防災管理者の選任及び解任に関すること。
- 全体についての消防計画の確認に関すること。
- 全体についての消防計画に基づく訓練に関すること。
- 避難上必要な施設の管理に関すること。
- その他防火対象物等の全体についての防火・防災管理上必要な事項に関すること。

(4) その他

この協議事項の規定により難しい場合又は疑義が生じた場合には、本組織にて協議の上、これを定めるものとする。

本組織は、_____年 月 日より運用する。

協議会（組織）構成員一覧

役職名	事業所住所 事業所名	役職・氏名	管理種別※	備考
会長（代表者）			所有・管理・占有	
副会長			所有・管理・占有	
統括防火・防災管理者			所有・管理・占有	

構 成 員 一 覧						
No.	事業所住所 事業所名	管理権原者 役職・氏名	防火・防災管理者 役職・氏名	占有階	テナント名	管理種別※
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有
						所有・管理・占有

※ 所有者、管理者又は占有者を明らかにするため、管理種別欄の該当項目を○で囲むこと。

必要な場合に継続紙として使用してください